

「テールゲートリフター操作者特別教育」のご案内

一般社団法人 群馬労働基準協会連合会

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象になります。

令和6年2月1日以降は特別教育を受けた者でなければテールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなります。

記

1.開催日	令和6年 1月12日(金)
2.会場	勢多会館3階 大ホール 〒371-0805 前橋市南町4-30-3
3.定員	80名
4.講習時間	講習時間 12時55分～17時30分 (学科 4時間)(実技教育は実施いたしません) ※12時55分～13時00分オリエンテーションです
5.講習料等	11,000円(テキスト代・消費税含みます。) 直接お申し込みいただくか、口座振込みでお願いします。

《お問合せ先》

前橋市南町4-30-3 勢多会館2階
(一社)群馬労働基準協会連合会
TEL:027-212-9275
FAX:027-289-5178

テールゲートリフター操作者特別教育 申込書 兼 受講券

(一社)群馬労働基準協会連合会 殿

FAX 027-289-5178

※受講番号

- ・本人確認のできる書類の写しを添付して下さい。(自動車運転免許証・健康保険被保険者証等)
- ・外国人の方が受講する場合は、在留カード(又は外国人登録証明書)の写しを添付して下さい。
- ・開講時間に遅延しますと受講できませんので、時間厳守で受付願います。

講習日	令和 6年 1月12 日(金) 午後12時55分 開講			※事務局記入欄
受講者	フリガナ			生 年 月 日
	氏 名	男・女		昭和 平成 年 月 日
	旧姓等の併記の希望 いずれかを○で囲む	有 無	氏名又は通称	
	現住所	〒 携帯 - - TEL - - FAX - -		
勤務先	事業場名			
	所在地	〒 TEL - - FAX - -		
	担当者名	(部課名)		
お支払方法	月 日 振込・現金 @11,000円(税込) × 名分= 円			
当連合会への連絡事項				

※受講受付	第1日

※受付日	※納入日	※確認
/	/ 振・現	

こちらへ添付して下さい

- 【注】・太枠内は必ず記入して下さい。
- ・受講者欄については、楷書で正確に記入して下さい。
 - ・申込はFAXにてお願いします。
 - ・定員になり次第締め切りとなります。
 - ・講習料は、講習日の平日14日前までに納入して下さい。振込手数料はお客様負担でお願いします。
 - ・複数の講習料を合わせて振込む場合は、合算振込内訳をFAXして下さい。
 - ・取消は講習日の平日7日前までに。それ以降の取消の場合は、講習料はお返しできません。
 - ・請求・領収書を希望される場合は、返信用封筒をお願いします。

〔申込先〕 (一社)群馬労働基準協会連合会
前橋市南町4-30-3 勢多会館2階
☎ 027-212-9275

〔振込先〕 ㄴㄴㄴ
群馬銀行 豎町支店 普通 No.0575741
一般社団法人群馬労働基準協会連合会

講習会場 勢多会館3階
前橋市南町4-30-3
連合会携帯 ☎ 090-4709-3753

記載された個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律に従い、修了証発行等労働安全衛生法に基づく事務処理に限定して使用し、他の用途に使用することはありません。